栃木県立足利南高等学校の部活動に係る活動方針

目標

○校訓 聡く 寛く 健やかに

- ○教育目標 健全な精神と体を持ち、自己の能力と適性とを積極的に開発するように努め、誠実に人生を生き、社会の発展 に寄与できる人間を育成する。
- ○特別活動の重点目標
 - 1、望ましい集団活動を通して、よりよい学校生活や人間関係づくりに主体的に取り組む姿勢を養う。
 - 2、望ましい集団活動を通して、人間としての在り方生き方についての自覚を深めさせ集団や社会の中で自己を生かす 能力を養う。
- ○部活動は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校の教育活動の一環として実施するものであることから、活動する生徒が 部活動を通して自主的・自発的に心身を鍛え、充実した学校生活を送ろうとする主体的な態度を養う。
- ○部活動を通して、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師等の望ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲を向上させ、自己肯定感、責任感、連帯感を育成する。
- ○部活動の実施にあたっては、所属する生徒の技術・競技力の向上を図るとともに、部活動を通して個性を伸長させ、自ら 選択した競技等を生涯にわたって楽しむ意欲と態度を養う。
- ○安全管理を徹底し、活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を共有して安全対策を講じるなど学校全体での意識高揚をは かりながら、生徒が安心安全に参加出来る部活動運営を行う。

休養

 \Box

○原則として、週当たり2日以上の休養日を設ける。その際、できるだけ週末(土曜日及び日曜日)の少なくとも1日を休養日とする。週末に、大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。ただし、中学生より心身が発達している生徒が、本校の部活動での活動を自ら選択し、入学者選抜を経て入学してきたことを踏まえ、本校の実情、競技種目、分野、活動目的等に応じて、週当たりの休養日については、原則として示された日数よりも少なくすることも可能とする。その際も、できるだけ、週末のいずれか一日を休養日とする。

- ○大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ○長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が充分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることができる。

活動

○一日の活動時間については、本校の実情、競技種目、分野等の特性などに応じて適切に処置する。生徒の健康管理に充分に配慮し、学校生活や授業等に支障のない範囲で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

時間

○平日の活動は原則として放課後2時間程度とし、休業日の活動は3時間程度とする。最終下校時刻は原則本校で定めたものにする。

○定期試験初日の1週間前から定期試験実施期間(最終日を除く)、年末年始及び校長が指定した日は部活動を行わない。 ただし、当該期間において、大会参加等によりやむを得ず活動する場合は、事前に校長に申し出て承認を得る。

○金曜日は部活動重点日とし、できるだけ放課後に会議・打合せを入れないようにして、活動時間を確保する。

設置

する

【運動部】野球(男)、サッカー(男)、バスケットボール(男女)、バレーボール(女)、 テニス(女)、 陸上 競技(男女)、バドミントン(男女)、水泳(男女)、柔道(男女)、剣道(男女)、ウエイトリフティング(男女)

部活

【文化部】文芸、国際文化交流、吹奏楽、フォーク、美術、演劇、写真、生物、天文気象、茶華道

動

【同好会】ハンドメイド、ボランティア

大会

各部が参加できる大会は次のとおりとする。ただし、参加に当たっては生徒の健康面及び学習面に十分配慮するとともに、 保護者の経済的負担を考慮する。

参加

ア 県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会

- イ 県スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会
- ウ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等

部活

(1)生徒の健康・安全への配慮

動の

○部活動顧問は、生徒はまだ自分の限界や心身への影響等について充分な知識をもっていないことを前提に、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、修得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療機関等への連絡体制を整備する。

運営

○部活動顧問は生徒の活動に立ち会い直接指導することを原則とするが、直接立ち会えない場合は、他の教員と連携・協力 したり、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活 動内容を把握できるようにする。

○部活動顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な処置を講ずる。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する

○部活動顧問は、栃高体連による「感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、生徒にマスクの着用、手指消毒、社会的距離 の確保、3密の回避等を指導し、感染症対策を徹底して活動を行う。

(2)体罰等の禁止

○部活動顧問はいかなる理由があっても部活動の指導において体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、 決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

(3)保護者の理解と協力を得た活動

○保護者の理解と協力は部活動運営上欠かすことのできないことから、部活動顧問は、活動の目標・方針、休養日、一日の活動時間、活動内容について説明会を開く等の方法で保護者に周知する。